

附属書十七―A 基準額の算定

1 第十七・十三条（例外）5に定める基準額は、この協定の効力発生の日において、二億特別引出権（SDR）とする。

2 基準額は、一月一日に有効となるように三年ごとに調整する。その最初の調整は、この協定の効力発生後の最初の一月一日にこの附属書に定める計算式に従って行う。

3 基準額は、一般的な価格水準の変化に応じ、SDRの構成通貨でのインフレーション率を使用して調整し、及びその調整が有効となる年の前年の六月三十日までの三年間におけるSDRの構成通貨での国内総生産（GDP）デフレーター¹の累積変化率の加重合計として、次の数式を使用して算定する。

$$T_1 = \left(1 + \left(\sum w_i^{SDR} \cdot \prod_i^{SDR} \right) \right) T_0$$

この場合において、

T_0 基準期間の基準額

T_1 調整後の新たな基準額

w_i^{SDR} SDRを構成する通貨*i*の固定された構成比（調整が有効となる年の前年の六月三十日現在）

Π_i^{SDR} 調整が有効となる年の前年の六月三十日までの三年間におけるSDRを構成する通貨*i*でのGD

Pデフレーターの累積変化率

4 各締約国は、基準額を自国の通貨単位に換算する。その換算率は、当該基準額が有効となる年の前年の六月三十日までの三年間におけるSDR表示での当該締約国の通貨の月別の価値の平均とする。各締約国は、自国の通貨で適用される基準額を他の締約国に通報する。

5 この章の規定の適用上、全てのデータは、国際通貨基金の国際金融統計のデータベースから得る。

6 締約国は、SDRとの関係において自国の通貨について生じた重大な変化がこの章の規定の適用に関して重要な問題を引き起こすとした場合には、協議を行う。

附属書十七―B 国有企業及び指定独占企業に関する情報を収集するための過程

1 紛争当事国は、第十七・四条（無差別待遇及び商業的考慮）又は第十七・六条（非商業的な援助）の規定の下で生ずる申立てを検討するために第二十八章（紛争解決）の規定に基づきパネルが設置された場合には、2から4までの規定に定めるところにより、当該申立てに関連する情報であつて容易に入手することができないものを入手するため、書面による質問及び回答を交換することができる。

2 一の紛争当事国（以下この附属書において「質問締約国」という。）は、他の紛争当事国（以下この附属書において「回答締約国」という。）に対し、パネルが設置された日から十五日以内に、書面による質問を提出することができる。回答締約国は、質問締約国に対し、当該質問を受領した日から三十日以内に、当該質問に対する回答を提出する。

3 質問締約国は、回答締約国に対し、最初の質問に対する回答を受領した日から十五日以内に、書面による補足の質問を提出することができる。回答締約国は、質問締約国に対し、補足の質問を受領した日から三十日以内に、当該補足の質問に対する回答を提出する。

4 質問締約国は、回答締約国がこの附属書の規定に基づく情報を収集するための過程において協力しなかったと認める場合には、パネル及び回答締約国に対し、質問締約国の最後の質問に対する回答の期限となる日から三十日以内に、書面により通報し、及びそのように認める根拠を提出する。当該パネルは、回答締約国に対し、書面による回答の機会を提供する。

5 紛争当事国は、この附属書の規定に基づく手続に従って書面による質問又は回答を他の紛争当事国に提出する場合には、同一の日に当該質問又は回答をパネルに対して提出する。紛争当事国は、パネルが構成されていない場合には、他の紛争当事国に提出した質問又は回答をパネルが構成された後速やかに当該パネルに提出する。

6 回答締約国は、第二十七・二条（委員会の任務）1(f)の規定に従って定める手続規則又は紛争当事国によつて合意される他の手続規則の手続に従い、自国の回答における情報を秘密の情報として指定することができる。

7 2から4までの規定に定める期間は、紛争当事国の合意又はパネルの承認により修正することができる。

8 パネルは、回答締約国が情報を収集するための過程において協力しなかったかどうかを決定するに当たり、質問の合理性並びに回答締約国が当該質問に対して協力的及び適時に回答するために行った努力を考慮する。

9 パネルは、事実認定を行い、及び最初の報告書を作成するに当たり、情報を収集するための過程において回答締約国の協力が無いという事実に基づいて回答締約国に不利益な推定を行うべきである。

10 パネルは、情報を収集するための過程において必要とされる場合には、第二十八章（紛争解決）に定める最初の報告書を発出する期間を超えることができる。

11 パネルは、情報を収集するための過程を通じてパネルに提供されなかった情報が紛争を解決するために必要であると認める場合には、当該情報を追加で紛争当事国から求めることができる。もともと、パネルは、そのような情報が、回答締約国の立場を支持するものであり、及び情報を収集するための過程において回答締約国が協力しなかった結果として記録に記載されていないものである場合には、当該記録を完成するために情報を追加で要請してはならない。

附属書十七―C 追加的な交渉

締約国は、この協定の効力発生の日から五年以内に、次の規律の適用を拡大することについて追加的な交渉を行う。

(a) 地方政府が所有し、又は支配している国有企業及び地方政府が指定する指定独占企業の活動であつて、附属書十七―D（地方の国有企業及び指定独占企業についての適用）の締約国の表に掲げられているものに対するこの章の規律

(b) 国有企業によるサービスの提供により非締約国の市場において生ずる影響に対処する第十七・六条（非商業的な援助）及び第十七・七条（悪影響）の規定の規律

附属書十七―D 地方の国有企業及び指定独占企業についての適用

第十七・九条（締約国別の附属書） 2の規定に従い、次に掲げる規定における義務は、地方政府が所有し、又は支配している国有企業及び地方政府が指定する指定独占企業については、適用しない（注）。

注 この附属書の規定の適用上、「地方政府」とは、締約国の地域政府及び地方政府をいう。

(a) オーストラリアについては、

(i) 第十七・四条（無差別待遇及び商業的考慮） 1(a)及び(b)

(ii) 第十七・四条（無差別待遇及び商業的考慮） 2

(iii) オーストラリアの領域内の対象投資財産が生産し、及び販売する同種の物品と競争を行う物品の生

産及び販売については、第十七・六条（非商業的な援助） 1(a)及び2(a)

(iv) 第十七・六条（非商業的な援助） 1(b)及び(c)並びに2(b)及び(c)

(v) 第十七・十条（透明性） 1

(b) カナダについては、

- (i) 第十七・四条（無差別待遇及び商業的考慮） 1 (a) 及び (b)
 - (ii) 第十七・四条（無差別待遇及び商業的考慮） 1 (c) (i)
 - (iii) 第十七・四条（無差別待遇及び商業的考慮） 2
 - (iv) 地方政府が設立し、又は維持する規制権限を有する行政機関については、第十七・五条（裁判所及び行政機関） 2
 - (v) 対象投資財産が生産し、及び販売する同種の物品と競争を行う物品の生産及び販売については、第十七・六条（非商業的な援助） 1 (a) 及び 2 (a)
 - (vi) 第十七・六条（非商業的な援助） 1 (b) 及び (c) 並びに 2 (b) 及び (c)
 - (vii) 第十七・六条（非商業的な援助） 3
 - (viii) 第十七・十条（透明性） 1
 - (ix) 地方政府が採用し、又は維持する政策又は制度については、第十七・十条（透明性） 4
- (c) チリについては、
- (i) 第十七・四条（無差別待遇及び商業的考慮） 1 (a) 及び (b)

(ii) 第十七・四条（無差別待遇及び商業的考慮） 1 (c) (i)

(iii) 第十七・四条（無差別待遇及び商業的考慮） 2

(iv) チリの領域内の対象投資財産が生産し、及び販売する同種の物品と競争を行う物品の生産及び販売については、第十七・六条（非商業的な援助） 1 (a) 及び 2 (a)

(v) 第十七・六条（非商業的な援助） 1 (b) 及び (c) 並びに 2 (b) 及び (c)

(vi) 第十七・十條（透明性） 1

(d) 日本国については、

(i) 第十七・四条（無差別待遇及び商業的考慮） 1

(ii) 第十七・四条（無差別待遇及び商業的考慮） 2

(iii) 次の物品の生産及び販売については、第十七・六条（非商業的な援助） 1 (a) 及び 2 (a)

A 日本国の領域内の他の締約国の対象投資財産が生産し、及び販売する同種の物品と競争を行う物品の国有企業による生産及び販売

B 他の締約国の領域内のその他のいずれかの締約国の対象投資財産が生産し、及び販売する同種の

物品と競争を行う物品の対象投資財産である国有企業による生産及び販売

(iv) 第十七・六条（非商業的な援助） 1 (b)及び(c)並びに2 (b)及び(c)

(v) 第十七・六条（非商業的な援助） 3

(vi) 第十七・十条（透明性） 1

(e) マレーシアについては、

(i) 第十七・四条（無差別待遇及び商業的考慮）

(ii) 地方政府が設立し、又は維持する規制権限を有する行政機関については、第十七・五条（裁判所及

び行政機関） 2

(iii) マレーシアの領域内の対象投資財産が生産し、及び販売する同種の物品と競争を行う物品の生産及

び販売については、第十七・六条（非商業的な援助） 1 (a)及び2 (a)

(iv) 第十七・六条（非商業的な援助） 1 (b)及び(c)並びに2 (b)及び(c)

(v) 第十七・十条（透明性）

(f) メキシコについては、

- (i) 第十七・四条（無差別待遇及び商業的考慮） 1 (a) 及び (b)
- (ii) 第十七・四条（無差別待遇及び商業的考慮） 1 (c) (i)
- (iii) 第十七・四条（無差別待遇及び商業的考慮） 2
- (iv) メキシコの領域内の対象投資財産が生産し、及び販売する同種の物品と競争を行う物品の生産及び販売については、第十七・六条（非商業的な援助） 1 (a) 及び 2 (a)
- (v) 第十七・六条（非商業的な援助） 1 (b) 及び (c) 並びに 2 (b) 及び (c)
- (vi) 第十七・十条（透明性）
- (g) ニュージーランドについては、
 - (i) 第十七・四条（無差別待遇及び商業的考慮） 1
 - (ii) 第十七・四条（無差別待遇及び商業的考慮） 2
 - (iii) ニュージーランドの領域内の対象投資財産が生産し、及び販売する同種の物品と競争を行う物品の生産及び販売については、第十七・六条（非商業的な援助） 1 (a) 及び 2 (a)
 - (iv) 第十七・六条（非商業的な援助） 1 (b) 及び (c) 並びに 2 (b) 及び (c)

- (v) 第十七・六条（非商業的な援助） 3
- (vi) 第十七・十条（透明性） 1
- (h) ペルーについては、
 - (i) 第十七・四条（無差別待遇及び商業的考慮） 1 (a) 及び (b)
 - (ii) 第十七・四条（無差別待遇及び商業的考慮） 1 (c) (i)
 - (iii) 第十七・四条（無差別待遇及び商業的考慮） 2
 - (iv) ペルーの領域内の対象投資財産が生産し、及び販売する同種の物品と競争を行う物品の生産及び販売については、第十七・六条（非商業的な援助） 1 (a) 及び 2 (a)
 - (v) 第十七・六条（非商業的な援助） 1 (b) 及び (c) 並びに 2 (b) 及び (c)
 - (vi) 第十七・十条（透明性） 1
- (i) アメリカ合衆国については、
 - (i) 第十七・四条（無差別待遇及び商業的考慮） 1 (a)
 - (ii) 物品又はサービスの購入については、第十七・四条（無差別待遇及び商業的考慮） 1 (b)

- (iii) 第十七・四条（無差別待遇及び商業的考慮） 1 (c) (i)
- (iv) 地方政府が指定する指定独占企業については、第十七・四条（無差別待遇及び商業的考慮） 2
- (v) 地方政府が設立し、又は維持する規制権限を有する行政機関については、第十七・五条（裁判所及び行政機関） 2
- (vi) アメリカ合衆国の領域内の対象投資財産が生産し、及び販売する同種の物品と競争を行う物品の生産及び販売については、第十七・六条（非商業的な援助） 1 (a) 及び 2 (a)
- (vii) 第十七・六条（非商業的な援助） 1 (b) 及び (c) 並びに 2 (b) 及び (c)
- (viii) 第十七・十条（透明性） 1
- (j) ベトナムについては、
 - (i) 第十七・四条（無差別待遇及び商業的考慮）
 - (ii) 地方政府が設立し、又は維持する規制権限を有する行政機関については、第十七・五条（裁判所及び行政機関） 2
 - (iii) ベトナムの領域内の対象投資財産が生産し、及び販売する同種の物品と競争を行う物品の生産及び

- 販売については、第十七・六条（非商業的な援助） 1 (a) 及び 2 (a)
- (iv) 第十七・六条（非商業的な援助） 1 (b) 及び (c) 並びに 2 (b) 及び (c)
- (v) 第十七・十条（透明性）

附属書十七―E シンガポール

1 シンガポール又は同国のソブリン・ウェルス・ファンド（注）のいずれも、この章の規定に適合する態様により行動をとる場合を除くほか、同国のソブリン・ウェルス・ファンドが所有し、又は支配している国有企業の決定を指示し、又は当該決定に影響を及ぼすための行動（当該国有企業に対する権利又は持分の行使を通じて行うものを含む。）をとってはならない。ただし、同国又は同国のソブリン・ウェルス・ファンドは、その所有し、又は支配している国有企業に対し、同章の規定に反しない態様で、持分を通じて議決権を行使することができる。

注 この章の規定の適用上、シンガポールのソブリン・ウェルス・ファンドには、有限会社GIC及び有限会社テマセク・ホールディングスが含まれる。有限会社テマセク・ホールディングスは、その資産の法的所有者である。

2 第十七・四条（無差別待遇及び商業的考慮） 1の規定は、シンガポールのソブリン・ウェルス・ファンドが所有し、又は支配している国有企業については、適用しない。

3 第十七・六条（非商業的な援助） 2の規定は、シンガポールのソブリン・ウェルス・ファンドが所有

し、又は支配している国有企業については、適用しない。ただし、次の場合は、この限りでない。

(a) シンガポール又は同国のソブリン・ウェルス・ファンドが、第十七・六条（非商業的な援助）2の規定の違反とされる行為に先立つ五年間の期間において、

(i) 国有企業の最高経営責任者又はその他の経営幹部の過半数を任命している（注）場合

注 この(i)及び(ii)の規定の適用上、その任命には、当該任命が当該五年間の期間の前に行われた任命であつて、その在任期間が当該五年間の期間に重なるものを含む。

(ii) 国有企業の取締役会の構成員の過半数を任命している場合（注）

注 取締役会の構成員の選出を承認するために株主の議決権を行使することのみで、当該取締役会の構成員の任命を構成するものではない。

(iii) 国有企業の経営上の判断を積極的に指示し、及び支配するため、この章に定める義務に反する態様で、国有企業における法的な権利を行使するための行動をとった場合

(b) 国有企業が、法令、政府の政策その他措置に基づき、

(i) 他の国有企業に対して非商業的な援助を提供することを要求されている場合

(ii) 自らの商業上の購入又は販売について決定することを要求されている場合

4 シンガポールは、自国のソブリン・ウェルス・ファンドが所有し、又は支配している国有企業に関し、次のいずれかに該当する場合には、第十七・十条（透明性）1の規定を遵守しているものとみなされる。

(a) シンガポールが、当該国有企業を所有するソブリン・ウェルス・ファンドの年次報告を他の締約国に提供し、又は公式ウェブサイト上で公に入手可能なものとする場合

(b) 当該国有企業のいずれの種類の有価証券も、国際的に認められた証券監督者の団体（証券監督者国際機構を含む。）の構成員が規制する証券取引所に上場されている場合

(c) 当該国有企業が、国際的に認められた財務上の報告基準（国際財務報告基準を含む。）に基づき、年次財務報告を提出する場合

附属書十七ーF マレーシア

プルモダラン・ナショナル社

1 この章に定める義務は、プルモダラン・ナショナル社又は同社が所有し、若しくは支配している企業については、適用しない。ただし、同社が次の条件を満たす場合に限る。

(a) 専ら次のいずれかに該当する活動に従事すること。

(i) 公衆による貯蓄及び投資を奨励し、並びに国家的課題を推進する目的で、集団投資計画に係る公衆のための制度について、当該制度の拠出者及びその受益者である自然人の利益のためにのみ運用し、又は提供する活動

(ii) これらの制度の資産を投資する活動

(b) (a)に規定する自然人に対して受託者としての義務を負うこと。

(c) マレーシア政府からの投資の指示（注）を受けないこと。

注 (a) マレーシア政府からの投資の指示には、リスク管理及び資産配分に関する同国政府の一般的な指導であつて、通常の投資

の慣行に反しないものを含まず、並びに(b)当該指示は、プルモダラン・ナショナル社の取締役会又は投資委員会における同国の政府職員の存在のみによって示されるものではない。

2 1の規定にかかわらず、第十七・六条（非商業的な援助）1及び3の規定は、マレーシアが行う次のことについて適用する。

(a) プルモダラン・ナショナル社が所有し、又は支配している企業に対して非商業的な援助を直接又は間接に提供すること（注）。

注 この附属書の規定の適用上、非商業的な援助には、マレーシアが、抛出者から収集された資金を当該抛出者及びその受益者に代わって行われる投資のためにプルモダラン・ナショナル社に対して移転することを含まない。

(b) プルモダラン・ナショナル社が所有し、又は支配している企業を通じて非商業的な援助を間接に提供すること。

巡礼基金

3 この章に定める義務は、巡礼基金又は同基金が所有し、若しくは支配している企業については、適用しない。ただし、同基金が次の条件を満たす場合に限る。

(a) 専ら次のいずれかに該当する活動に従事すること。

(i) 次の目的で、個人の貯蓄及び投資の制度について、当該制度の拠出者及びその受益者である自然人の利益のためにのみ運用し、又は提供する活動

(A) イスラム教徒である個々の受益者が、イスラム教で認められる投資活動にその貯蓄を投資することにより、巡礼中の経費に充てることができるようにすること。

(B) 様々な施設及びサービスを提供することにより、巡礼中の巡礼者について、その利益を保護し、及び擁護し、並びにその福祉を確保すること。

(ii) これらの制度の資産を投資する活動

(b) (a)に規定する自然人に対して受託者としての義務を負うこと。

(c) マレーシア政府からの投資の指示（注）を受けないこと。

注 (a) マレーシア政府からの投資の指示には、リスク管理及び資産配分に関する同国政府の一般的な指導であって、通常の投資の慣行に反しないものを含まず、並びに(b)当該指示は、巡礼基金の取締役会又は投資委員会における同国の政府職員の存在のみによって示されるものではない。

4 3の規定にかかわらず、第十七・六条（非商業的な援助）1及び3の規定は、マレーシアが行う次のことについて適用する。

(a) 巡礼基金（注）が所有し、又は支配している企業に対して非商業的な援助を直接又は間接に提供すること。

注 この附属書の規定の適用上、非商業的な援助には、マレーシアが、抛出者から収集された資金を当該抛出者及びその受益者に代わって行われる投資のために巡礼基金に対して移転することを含まない。

(b) 巡礼基金が所有し、又は支配している企業を通じて非商業的な援助を間接に提供すること。